

# 日本 の 体 育 体 系 に 関 す る 研 究

——昭和初期の動向——

川 上 雅 之

昭和51年 9月16日受理

## 序 論

昭和期の日本の体育的動向は、非常にめまぐるしい社会情勢下において体系化(systematization)されていったといえる。

ここでは、とくに昭和初期（1926～1936）の体育的動向と背景についての分析を行なう。

この期間は、社会情勢的に大正期の持続であり、大正デモクラシーの影響から政治思想（political ideas）の混乱、準戦時体制から戦時体制への移行と非常にめまぐるしい時代的経過をたどっている。

そして、教育体制（an educational system）は、学校教育を次第と軍事的色彩の強い軍国的教育体制へと導き、体育的活動をスポーツ形式的な合理化体系から軍国的国防体系へと移行し、固執的な指導理念を体制化していったところのものである。

従って、昭和初期の体育的動向は、とくに社会情勢の影響から体系化され、固執的、偏向的な指導理念を表面化し、明治、大正期にみられなかった動向を示した体系的転換期といえよう。

以上のような観点から昭和初期の日本の体育体系の動向と推移を、社会的背景との対比から考察したいと思う。

## 目 次

### I 学校体操教授要目第一次改正とその動向

1. 改正要目の概要と背景
2. 欧州の新体操とその影響
3. 柔剣道の必修とその背景

### II 行政機構の設置と動向

1. 体育運動審議会の設置
2. 体育運動主事会議の設置

### III 学校体操教授要目第二次改正とその背景

1. 改正要目の趣旨と動向
2. 改正要目の教材配列と傾向

## IV 社会体育の動向

## V 結 尾

## I 学校体操教授要目第一次改正とその動向

## 1. 改正要目の概要と背景

大正2年1月28日日本で最初の学校体操教授要目が制定されてから13年後、大正15年5月27日文部省訓令第22号をもって学校体操教授要目の改正がなされた。

これは、社会的背景による軍事教練（military training）の強化とスポーツ活動の隆盛にともなう競技形式の採用が、要目改正の根本的理由と思われる。

この改正要目前文は、「学校体操教授要目左ノ通改正ス、地方長官ハ宜シク各學校長ヲ督励シ本改正教授要目ニ準拠シ且學校教練教授要目トノ聯繫ヲ保テ克ク土地ノ情況ト生徒児童心身ノ發達トニ鑑ミ各々適切ナル教程ヲ定メテ之ヲ実施セシメ以テ體育ノ振興ヲ図リ生徒児童身體ノ健全ナル發達を期セラルヘン」と定めている。

これを、前要目と比較しながら改正の概要と背景についてみると要目の性格、傾向を伺うことができる。

つまり、改正要目において、「…且學校教練教授要目トノ聯繫ヲ保チ克ク…」、「…之ヲ実施セシメ…」が新しく加えられている。

これは、日本の体育体系が第一次世界大戦以降の軍事教練強化策からきたものであって、「体操教授要目」と「教練教授要目」の並列要目を施いた二本立の指導体制とみることができる。

また、「…生徒身體ノ發達トニ照シ…」が「…生徒児童心身ノ發達トニ鑑ミ…」、「…生徒身體ノ健全ナル…」が「…生徒児童身體ノ健全ナル…」と改正、「児童」「心身」が加えられた。

これは、「身体の育成」という身体育成論から「心身の育成」という人格主義的体育論の抬頭であって、「心身の調和的教育」という新しい体育概念のあらわれということができる。

しかし、全体的には、「準拠」「鑑ミ」という言葉から性格的に統制的傾向が強くなりつつあるといえよう。

つぎに、目次構成であるが、前要目と比較して本質的な変化を伺うことはできない。

体操科の教材として、「遊戯」に「競技」が加わり「遊戯及競技」、「擊劍及柔術」が「剣道及柔道」となった。

これは、外来のスポーツ活動の普及による競技形式の採用、日本固有の武術形体から武道としての競技形式化といえる。

つまり、体操中心の形式的体系から競技形式の採用によって、内容的に豊富なものへと拡充されたということができる。

教材配当については、従来のところへ男子、女子の「実業学校」が加えられ、要目の適用範囲が拡大された。

そして、教授上の注意として「運動時ノ服装」「女子体育ヘノ配慮」、「勝敗至上主義ヘノ態度」「運動時ノ危険防止」「運動ト身体ノ生理的把握」等多様にわたる教育上の注意と配慮が示され、体育教育という教育体制の指針がみられるようになった。

つまり、この要目における体育体系は、「体操」「教練」「遊戯及競技」「剣道及柔道」の四部門から構成され内容的に拡充されているものの、社会情勢的に「教練」「武道」の二系列に強化の傾向があらわれている。

これは、人格主義の抬頭による人間教育としての体育を体系上考慮しながら、精神主義を立前とする鍛錬的体育論を指導理念として導出していった偏向体育(a deflected physical education)の表面化とみることができる。

すなわち、この要目は、教育としての体育を体系上考慮しているものの背景に軍国思想を含有する国防体育体系を表面化していったのである。

## 2. 欧州の新体操とその影響

日本の体操は明治11年体操伝習所講師として来日の米人リーランド (G.A. Leland) のダイオルイス (Dio Lewis) 系の「軽体操」に始まる。

この軽体操（後普通体操と改称）は明治、大正期を通して日本の体育の主流体系 (the main current system) となったものである。

大正2年1月28日学校体操教授要目において、体操は、リーランドの軽体操からリング (P. H. Ling) のスウェーデン体操（明治34、35年日本人により紹介）へ、大正15年5月27日学校体操教授要目第一次改正では、スウェーデン体操から徐々に愛国的、軍国的傾向を含有するヤーン (F. L. Jahan) のドイツ式体操、ナハテガル (F. Nachtegall) のデンマーク体操に移行がみられる。

これは、体操の合理性、医療性を重視したスウェーデン体操より愛国的、鍛錬的な精神主義に着眼したドイツ体操とかデンマーク体操の方が、当時の日本にとって、現実的であったということができる。

この間、欧州各国においては、古典的な体操形体から脱皮した新しい体操形体への動きがみられた。

これは、新体操 (New Gymnastics) といわれるもので、従来の古典的な形式体操から人間の「感情」とか「美」を重視、「動」を体操としてとらえたものである。

これには、諸派諸説がみられ一概にいうことはできないが、基本的には、従来のリングシステムとヤーンシステムの改善とみることができる。

つまり、リング系には、従来の形式的な体操から子供の自由な動作を重視、律動的、調和的な方法によって体操を発展させようとした、フィンランドのビヨルクステン (E. Bjorksten) の新スウェーデン体操、動作の連続性、律動的運動、弾性、柔軟性を特徴とする

デンマークのブツク (N. Bukh) の基本体操等の動きがみられる。

ヤーン系では、従来の鍛練的、技術的なものを本意とするツルネン (Turnen) から子供の運動衝動とか自然発生的な遊戯によって、身体の矯正や姿勢保持の運動をもとに、体操の自由性を尊重した、オーストリーのガウルホーフェル (K. Gaulhofer) の自然体操、身体の芸術性に着目し、美的動作から芸術的ダンス体操の基礎を築いたドイツのウィグマン (M. Wigman)、ボーデ (R. Bode) の律動体操、表現体操等の動きがある。

これは、昭和 5 年大谷武一氏の「新しき体操の道」、昭和 6 年森、宮田、柳田氏の「ブツクの体操」、昭和 8 年二宮氏の「エリ・ビヨルクステンの学校体操」、二宮、今村、前川氏による「体育の本質と表現体操」等日本人研究者によって紹介されていったのである。

また、昭和 6 年には、デンマークのニルス・ブツクが来日、軍隊において基本体操を指導した。

しかし、この新体操は、日本の体操体系に期待した程の影響を与えることはなかった。

つまり、当時の日本の社会情勢下において、新体操の吸収ということより、体系的に体操系列弱体化の傾向がみられ、教練とか鍛練的運動の実質的動向の方が強く、精神主義的体育体系構築を主柱としていたからである。

しかし、小学校低学年、女子は、新体操が系列上採用されたのはこの時期といえる。

内容的には、ブツクの基本体操、ビヨルクステンの新スウェーデン体操、ボーデ・ウィグマンの律動、表現体操、ガウルホーフェルの自然体操が主なものであった。

従って、新体操は、日本の体育にとって、体系上導入されてはいるが、新分野、新体系を構築するような影響を与えるまでには至らなかつといえる。

### 3. 柔剣道の必修とその背景

柔剣道の取り扱い問題は、ここに始まったことではなく、すでに、日本の体育として取りあげられるようになった明治初期より、日本古来の身体活動「武術」として、外来の体操、スポーツと対応したなかで、体系構成上つねに論じられたところのものである。

従って、柔剣道の取り扱い問題は、日本の体育体系構成上重要な要因を含有するものといふことができる。

大正 2 年 1 月 28 日学校体操教授要目において、「撃剣及柔術」が系列上打ち出され、男子中学校および師範学校に「撃剣及柔術」が教材として付け加えることができるようになった。

しかし、実際には、課外活動として認めようとする動きの方が強く、正課として認められるまでにいたらなかった。

それが、大正 15 年 5 月 27 日の学校体操教授要目第一次改正において、「撃剣及柔術」が「剣道及柔道」と改称、従来の武術の「技」から武道の「道」を説く教育的活動へと競技形式化されたのである。

これは、日本の体育体系が社会情勢下において精神養成を重視する傾向になったこと、

また、個人的体操体系から対人的競技体系を指導理念として構築し始めたからといえる。

昭和3年9月28日文部省は、「中学校教育の内容改善」を文政審議会に諮詢第18号を付議した。

その文中に「生徒ノ身体ヲ強健ナラシムルト共ニ精神ヲ鍛練シ青年ノ潤達ナル氣風ヲ養ハシコト期スヘキコト」というのがみられる。

これは、青年の精神的気風の養成を示した、日本の体育概念における精神主義的体育論の表面化といえる。

昭和4年6月27日文政審議会は「剣道又柔道ハ之ヲ必ズ課スルモノトセラレタキコト」と答申、剣道、柔道の必修を表面的にしたのである。

昭和6年1月10日文部省令第2号「中学校施行規則の改正」を施し、「体操ハ、体操、教練、剣道及柔道、遊戯及競技ヲ授クベシ」(第17条)とした。

同年1月20日には、「施行規則改正の趣旨」を出し、「剣道及柔道ハ之ヲ体操中ニ於テ必修セラシムルコトナセリ是レ剣道及柔道ガ我が國固有ノ武道ニシテ、質実剛健ナル国民精神ヲ涵養シ心身を鍛練スルニ適切ナルヲ認メタルガ為ニシテ、両者又ハ其ノ一ヲ必修セシメントス」と改正の趣旨が明らかにされたのである。

これは、師範学校においても同様の取り扱いがなされ、昭和6年以降、中学校および師範学校において、柔剣道は事実上必修の取り扱いとなつたのである。

この傾向は、満州事変(昭和6年9月18日)頃を契機として極端に強くなり、外来のスポーツ形式による娯楽的競技活動を鍛練的な精神主義を重視するわが国固有の武道部門を体系化し、教練、武道体系を構築し始めたのである。

そして、体育教育は、日々に軍国主義へと結びつき、鍛練論、国防論を本筋とした国防体育体系への足がかりとしたのである。

これは、日本のスポーツ概念が「根性論」にうえつけられた精神主義的スポーツ理念の導出要因といえよう。

## II 行政機構の設置と動向

### 1. 体育運動審議会の設置

日本の体育的動向は、大正期のスポーツ隆盛とともに、競技活動に対する問題点が数多くおきあがった。

これは、青年期における体育運動のあり方とか方法、方向性というものに対処する機関の必要性があらわれたのである。

この機関は、大正5年11月の学校衛生会(大正11年3月廃止)、大正11年の学校衛生調査会等衛生部門関係においてはすでにみられたが、体育運動全般に関する全国的規模の機関はなかった。

昭和4年11月27日文部省訓令発体132号をもって「体育運動審議会」が設置された。

これは、「体育運動審議会ハ文部大臣ノ諮問ニ応ジ体育運動ニ関スル重要ナル事項ニ付文部大臣ニ建議スルコト得」(第一条)と体育運動審議会規程にあり、文部大臣の諮問機関として、体育運動に関する諸事項を審議するために設けられたところのものといえる。

また、「体育運動審議会ハ会長一人委員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス、前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得」(第二条)と構成員も多く、大規模な機関といえる。

そして、昭和7年12月24日勅令第379号をもって「体育運動審議会」の官制が公布され、構成員も四十人から四十五人となり、昭和14年「国民体力審議会」を設置されるまで、日本の体育体系構築の源となり、文部省を中心に体育行政の統一をはかったところの中心的機関となった。

体育運動審議会における主な諮問事項をみると、

昭和4年、「体育運動ノ合理的振興方策ニ関スル件」

昭和6年、「体育運動ノ健全ナル施行方法ニ関スル件」

昭和7年、「学校体育ノ管理ヲ一層合理化スル方策ニ関スル件」

昭和12年、「国民精神総動員ニ際シ体育運動上特ニ実施スペキ事項」

と体育運動の方向と方策について主に取りあげ、体系構築と指導上重要な役割をなしたところのものである。

とくに、学校体育に大きな問題を指摘したものとして、昭和7年3月28日文部省訓令第4号をもって出された、「野球ノ統制並施行ニ関スル件」というものがある。

これは、当時学生間に人気の高かった野球を例にとって、運動の弊害とその指導を定めたものである。

このように、体育運動審議会は、社会情勢に流動されがちな体育運動を発展的観点からとらえ、善導し体系づけをはかった体育の中心的機関といえよう。

## 2. 体育運動主事会議の設置

日本の体育の発展に寄与したものとして、「体育運動主事会議」がある。

これは、中央と地方の体育行政の一元化、統一を目標に設けられたところのもので、昭和5年8月8日勅令第146号もって「地方運動職員制」が施かれたのである。

体育運動主事会議は、「北海道地方費又ハ府県ヲ以テ道府又ハ府県ニ通ジテ左ノ事務職員ヲ置クコトヲ得、体育運動主事、専任四十人以内、奏任官待遇…」(第一条), 「体育運動主事ハ体育運動ニ関スル事務に従事ス」(第二条)と規程に定められ、全国道府県に各1人の「体育運動主事」が配置され、中央との連絡をもとに全国統一を目標に体育全般の行政に従事するようになったのである。

この制度により、全国的に連絡が容易になり、中央、地方問わず全国的に統一指導体制が確立されたのである。そして、文部大臣の諮問事項を中心にともすれば単独指導体系に走りがちな地方の体育行政を文部省を中心に一元化させていったところのものである。

体育運動主事会議の主な諮問事項は、

昭和3年「国民思想ノ善導ニ関シ体育運動実施上ノ留意点」

〃 「一般女子ノ体育運動奨励ニ関スル適切ナ指導法」

昭和4年「現況ニ鑑ミ体育運動事業ノ体系整備上ノ留意点」

昭和5年「地方運動振興上ノ留意点」

昭和6年「社会体育振興上ノ留意点」

昭和7年「民衆体育普及向上」

昭和9年「精神的効果ヲ一層堅実ニ普及発達セシメル具体的方策」

昭和10年「青少年ノ体育運動ヲ一層堅実ニ普及発達セシメル具体的方策」

〃 「学校ニ於ケル剣道柔道等ノ実施ニ関シ特ニ留意スペキ点」

とこの会議の特徴は、主に体育運動に関する実施上の問題とか方策について審議され、実際の指導に基点を置いて論じられたところにこの会議の役割がみられる。

つまり、この会議によって、日本の体育運動は、中央と地方の連絡をもとに統一的な指導体制が打ち出され、指導上のラインが一本化したということができる。

### III 学校体操教授要目第二次改正とその背景

#### 1. 改正要目の趣旨と傾向

大正15年5月27日学校体操教授要目第一次改正から約10年、昭和11年6月3日文部省訓令第18号をもって、再び学校体操教授要目の改正がなされた。

これは、第一次要目改正後10年間の社会経過を極端にとらえた改正とみることができる。

つまり、この改正は、社会情勢に対応した体育体系の構築といえる。

第二次改正要目は、「学校体操教授要目左ノ通改正ス地方長官ハ宜シク各校長ヲ督励シ本改正教授要目ニ基キ且学校教練教授要目トノ連繫ヲ保テ克ク地方ノ情況ニ適切ナル教授細目ヲ定メテ之ヲ実施セシメ以テ生徒児童ノ身体ノ健全ナル發達ヲ期シ人格ヲ陶冶スルニ於テ遺憾ナキヲ期セラルヘシ」と前文に定められており、第一次改正要目からして性格的に統制的な傾向が強くなっている。

第二次改正要目における改正点を前要目と対比してみると、「…本改正教授要目ニ準拠シ…」が「…本改正教授要目ニ基キ…」、「…適切ナル教程ヲ定メテ…」が「適切ナル教授細目ヲ定メテ」と修正、新しく「…人格ヲ陶冶スルニ於テ遺憾ナキヲ…」が追加された。

そして、本要目における方向性ともいわれる言葉、すなわち、「基キ」は、大正2年「考へ」、大正15年「準拠」と三展し、一層統制的な方向に導かれたということができる。

また、「適切ナル教授細目」は、表現方法の改正と思われ、他教科との同調でさほどの根拠理由は伺われない。

追加の「人格ヲ陶冶」は、すでに第一次改正要目において指導上あらわされた措置で、本要目において表面的になったということであろう。

しかし、表面的なものと同時に、日本の新しい体育観の萌芽ともいえるもので、体育を教育の学的体系のなかに位置づけようとした教育的体系のあらわれといえる。

昭和12年3月1日文部時報第575号をもって、「学校体操教授要目の要旨並改正の要点」が出された。

これは「1. 従来の指導が技術の熟達を最上の目的として、本筋から離れている。運動技術の修得だけではなく、それに依って得られる、合理的身体修練と精神練磨を重視して、全人格の完成へと団体的生活訓練に役立たせること。2. ドイツ式、スウェーデン式、デンマーク式等の一流一派に偏することなく、各国に行なわれている教材のなかからわが国適当と思われるものを選定し、それにわが国伝統の長所を加えて国民体育の立場に立つこと。3. 教材の発展的配列と教材の性格に応じた発展的指導を強調したこと」という三点の改正要旨が明らかにされた。

これによって、日本の体育としての指導理念の普及と全人教育への体制化がはかられ、同時に、日本固有の体育的活動という国民体育的施策と統制方策の表面化を決定的にしたのである。

つまり、第二次改正要目は、人格主義の抬頭から全人教育としての体育を考慮、発展的な教材構成を配置しているが、実質上、統制的な傾向を含有した鍛錬体系を指導理念して展開する軍国体育体系の踏み台とみることができる。

## 2. 改正要目の教材配列と傾向

第二次改正要目における教材配列は、非常に発展的な枠組みがみられる。

要目の教材は、「体操、教練、遊戯及競技トス、但シ男子ノ師範学校、中学校及男子ノ実業学校ニ於テハ剣道及柔道ヲ加フベク又弓道ヲ加フルコト得女子ノ師範学校、高等女子校及女子ノ実業学校ニ在リテハ弓道、薙刀ヲ加フルコトヲ得」とある。

これによると、剣道、柔道、弓道、薙刀の武道部門が表面化して精神修養型の教材に中核が移行する傾向を伺うことができる。

また、「教授上ノ注意」を1～16項目掲げ、非常に細かく指導上の留意点を定めている。

とくに、「身体及精神ハ之ヲ調和的ニ発達セシムル要アルヲ以テ体操科ノ教授ニ際シテハ身体ノ修練ヲナスト共ニ其ノ精神的効果ヲ發揮セシムルニカムベシ」という項がみられる。

これは、身体と精神の調和的発達を考慮し、身体のみならず精神的効果の向上も同時に期待する体育の指導理念の提示といえる。

しかし、ここでいう精神的効果の向上とは、国民精神作興の意味の方が濃く、国家的精神統一を体育運動によってはかろうとした国家的施策としての意味あいの方が強く感じられる。

また、「器械器具ヲ使用スル運動ニ在リテハ特ニ傷害ヲ予防スル其監督ニ留意スベシ」といった、運動による傷害防止と実技指導上の監督体制が留意事項として取りあげられて

いる。

そして、武道部門の強化と並行し、「剣道及柔道ノ教授ニ当リテハ適當ナル機会ニ講話ヲ行ヒ実地ノ修練ト相俟テ其ノ効果ヲ擧ゲルコトニ力ムベシ」と技術指導と理論指導の両面による指導制をあらわしている。

つまり、この要目における指導体系は、教授上の注意を掲げ細部まで配慮されたものであり、従来の監督制から指導制へ移行した指導細目といえる。

つぎに、教材配当は年令別指導体系を採用、別表制度にて詳細に示している。

これは、大きく小学校、中学校、師範学校と男子、女子を基準に分類し、編成されたものである。

つまり年令、性、体力の分類根拠の三点が考慮されて構成なされた指導方法と教材配列と思われる。

そして、「教材ノ配当ニ関スル注意」1～6項目が掲げられ、運動の指導方針についても明らかにされている。

また、課外活動の指導にも配慮し、「体操科教授時間外ニ於テ行フ諸運動」

一. 体操科ノ教材中ニ掲ゲタル諸運動

二. 器械体操、庭球、野球、卓球、ラグビー、蹴球、漕艇等

前二号ノ運動ハ夫々其ノ特質ニ鑑ミ土地ノ情況生徒心身ノ発達ノ程度、年令、性等ニ応ジ適當ナルモノヲ選ビ其ノ指導ヲ適切ナラシムベシ。

と課外活動における種目拡充と活動の指導制を示している。

つまり、この要目は、体育運動の指導制に根本を置いて考えられ、内容的に細部まで考慮され構成されたところのもので、体育の教育体制を定めた教授要目といえる。

しかし、要目の全体的傾向は、武道部門体系と軍事教練体系に指導理念が完全に移行されており、従来の総合的教材配列としての体操、遊戯及競技部門は付属品的な型になりつつあった。

従って、この要目は、実施上において理想と現実の二面性の内に体系づけられた鍛錬体系を展開するようになったのである。

これは、指導理念のみならず教材配列においても軍国体育への突入を意味するものといえよう。

#### IV 社会体育の動向

この期は、とくに外来のスポーツが非常に活発化した時代で、明治神宮大会、極東選手権大会、オリンピック大会と国内外の競技会を中心発展していった。

しかし、この競技会形式のスポーツ活動も学生中心の競技会にとどまり、本来の社会体育的な国民スポーツにはいたらなかった。

とくに、この期のスポーツとして発展したものに学生野球がみられる。

大学野球は、当初東京三大学であったリーグも大正14年には六大学リーグへ、大正15年10月には、明治神宮球場が開設され、東京最大の人気スポーツとなった。

そして、昭和6年4月には東都大学リーグ、昭和6年9月には関西六大学リーグが誕生、大学野球の人気は職業相撲とならんで民間間に人気が集中した。

また、全国中学野球の優勝大会が甲子園球場で開催されるようになり、野球熱は増々高揚していったのである。

このスポーツ熱の高揚は、男子のみならず女子にも影響を与えた、大正15年4月には日本女子スポーツ連盟が結成される発端をなしたのである。

人見絹枝は、大正15年8月第2回国際女子競技大会（ギョテボリー）において、陸上競技で活躍、女子スポーツ界の関心を増々高揚させる発端をなしたのである。

また、この期に入りスポーツのラジオ放送中継が計画されるようになった。

これは、国民のスポーツ理解度として非常に好影響を与えたものといえる。

日本のラジオスポーツ中継は、大正14年が最初であったが、昭和2年8月全国中等学校野球が甲子園球場から、昭和3年1月から職業相撲の中継が開始、新聞による情報と並行して国民のスポーツ関心、知識を次第に高めていったのである。

そして、新聞社等は、競技会等の後援をし各地で多くの大会が催されるようになり、競技形式的社会体育活動が活発化していった。

また、「ラジオ体操」が開始されたのはこの期に入ってである。

ラジオ体操は、大谷武一氏を中心となり日本放送協会と生命保険協会の協力によって考案された日本の「国民体操」ともいべきもので、昭和3年からラジオ体操第一が放送され、本来の国民体育的動向が開始した。

なお、ラジオ体操第二は、昭和7年に作られたものである。

つぎに、競技会による発展形体は、明治神宮大会、極東選手権大会、オリンピック大会の三回競技会を中心に国内競技を活発化させていったのである。

明治神宮大会は、運動競技を面じて国民の身体鍛錬と民族精神の高揚を目指し、第1回大会（大正13年10月30日～11月3日）を「明治神宮競技会」（内務省主催）として明治神宮外苑競技場（現国立競技場）で開催、第3回大会（大正15年）以降「明治神宮体育大会」と改称され続行された。

この改称は、内務、文部両省の主管的対立からおこったもので、内務、文部、軍部、体協の調整によって、新組織としての明治神宮体育会が誕生、毎年が隔年開催となったのである。

この大会は、国内競技組織を拡大させ、全国各地に競技団体が誕生、日本のスポーツ活動発展の原動力となったものである。

極東選手権大会は、日本の運動水準を高レベルに引きあげるきっかけとなった国外競技会といえる。

とくに、蹴球、籠球、排球等の球技部門が技術的に向上、国際的なものへと近づいていった。

この大会は、第8回（昭和2年）上海大会まで2年毎、第9回（昭和5年）東京大会、第10回（昭和9年）マニラ大会と開催、参加国、人数も大きくふくれたが、第10回大会以降、社会的に開催困難な状態をむかえ幕がおろされた。

しかし、この大会の参加は、日本国民の大きな刺激となって国内競技を活発化させたのである。

近代オリンピック大会は、仏のクーベルタン（B. P. Coubertin）によって復活されたものである。

日本の参加は、第9回（昭和3年）アムステルダム大会41名、第10回（昭和7年）ロスアンゼルス大会118名、第11回（昭和11年）ベルリン大会263名と派遣選手も各大会毎に増加、日本の国家的支援と影響力をはかることができる。

また、冬季オリンピック大会には、第2回（昭和3年）サンモリッツ大会から参加した。このように、日本の社会体育は、国内外の競技会を媒介としてスポーツを発展させていったが、中心は学生であり本来の社会体育的活動としての国民総スポーツまでには、時間と余裕がなく社会的に浸透はみられなかった。

しかし、「ラジオ体操」のラジオ放送による普及は、日本の社会体育として明るい素材を含有した活動部門であったということができる。

#### V 結 尾

日本の体育は、大正期において外来の体操形式と日本古来の鍛練形式による「体操と教練」の二体系の確立によって、一応初期の体系的集成をみた。

昭和初期の体育動向は、大正15年の学校体操教授要目第一次改正から第二次改正（昭和11年）にいたるまでの体系的推移ということができる。

それは、体育運動審議会、体育運動主事会議の行政機構を中心として、体系的、指導的に位置づけを行ない、全国的統一を推進、教材の充実をはかっていったのである。

そして、体操、教練、遊戯および競技、剣道および柔道の4系列を中核に、外来の競技形式の採用をもって発展的な教材を体系づけていったといえる。

また、概念的には、人格主義の抬頭によって身体と精神の調和的教育を体系上考慮した教授要目を定めたのである。

しかし、実施上精神主義を強調した精神修養型の指導体制を構築したといえる。

それは、軍国主義に基盤をおき、剣道、柔道部門と軍事教練、合同演習等の強化によって精神作興を体育の国家的施策と導いていったからといえる。

つまり、この期の体育体系は、心身の調和的教育を体系化しているものの、社会情勢に流動された精神主義的体育論を指導理念として位置づけたといえる。

これは、鍛練的体系を主軸とする軍国体育の始まりを意味したもので、日本の体育にとって前期の発展拡充期から偏向的な硬直化を示す体系的移行期とみることができる。

つまり、これは、社会情勢のなかに位置づけられる体育構成の傾向であって、精神主義体育論の強調による日本の体育における内容的縮小と硬直化の要因を含有した体育の動向ということができる。

最後に、本研究に際し、ご指導ご協力を賜わりました本学河野・太田両教授、松原先生に厚く感謝いたします。

### 参 考 文 献

1. 井上一雄 学校体育制度史 大修館 昭45. pp. 92~119.
2. 国立教育研究所 日本近代教育100年史 第1巻 1973. pp. 273~402.
3. " " 第5巻 1974. pp. 1~588. pp. 838~841.
4. 文部省 学制百年史 帝国地方行政学会 昭47. pp. 439~550.
5. 文部省内教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 教育資料調査会 第8巻 昭39. pp. 573~655.  
pp. 806~883.
6. " " " " 第9巻 昭39. pp. 565~567.  
pp. 637~638. 645. 643.
7. " " " " " " 第7巻 昭39. pp. 1~352.
8. 今村嘉雄 日本体育史 不昧堂 昭45. pp. 553~579.
9. 木村吉次 学校体育100年史—明治38年より大正15年まで— 新体育 VOL. 43, No. 2, 1973,  
pp. 114~117.
10. 今村嘉雄 学校体育100年史—大正15年より昭和11年まで— 新体育 VOL. 43, No. 3. 1973,  
pp. 194~198.
11. 井上一雄 学校体育100年史—昭和11年学校体操教授要目第二次改正より終戦まで— 新体育  
VOL. 43, No. 2, 1973, pp. 286~289.
12. 石津政雄 青年訓練所に関する体育史的研究 日本体育学会 VOL. 20, No. 1, 1975, pp. 5~13.
13. 川村英男 日本体育史 道遙書院 昭47. pp. 149~172.
14. 竹之下休蔵 体育50年 時事通信 昭25. pp. 105~252.
15. 水野・木下・渡辺・木村 体育史概説—西洋・日本— 杏林書院 昭47. pp. 280~303.
16. 石橋武彦 保健体育思想の研究 不昧堂 昭46.
17. B. D. ヴァンダーレン, E. D. ミッチエル, B. L. ベネット, (訳)加藤橋夫 体育の世界史 ベース  
ボール・マガジン社 1958. pp. 245~431. pp. 537~5433.
18. 出口林次郎 世界体育史 文書堂 昭2. pp. 400~403.
19. 川上雅之 日本の体育体系に関する研究<明治期> 岡理大紀要 第10号 1974. pp. 1~12.
20. " 日本の体育体系に関する研究<大正期> 岡理大紀要 第11号 1975. pp. 1~14.
21. 大学体育研究サークル編 保健体育概論 山文社 昭42. p. 58.
22. 加田哲三 日本経済史 慶應通偏 昭38.
23. 内山・熊谷・増田 近世日本教育文化史 学芸図書 昭42. pp. 295~335.
24. 日本体育学会体育史専門分科会編 日本スポーツ百年のあゆみ ベースボール・マガジン社 昭42.
25. 岸野雄三 近代体育スポーツ年表 大修館 昭48. pp. 144~167.
26. 日本体育協会監修 現代スポーツ百科事典 大修館 1970.
27. 今村嘉雄 体育史資料年表 不昧堂 昭40.

## A Study of The Physical Education System in Japan

### —The Tendency on Early Years of The “Showa” Period—

Masayuki KAWAKAMI

This research is an analysis of the system of physical education in Japan during early years (1926~1936) of the “Showa” period.

The tendency of this period was influenced under the social situation. And the activities of the physical education formed with the mental training as aims of guidance.

This is usually said that the physical education in Japan was the transition period to militaristic physical education.